

A vertical strip of a lush forest scene with a river and a waterfall, set against a teal background. The scene is vibrant with green foliage and pink blossoms. The river flows through the center, with a small waterfall in the foreground. The background is a solid teal color.

基

本

構

想



I 都市像

市民と行政が力をあわせてつくりあげる都市（まち）のすがたを描くとともに、都市像を実現するための3つの基本的な考え方を示しました。

1 将来の都市像

新しい松阪市は、すばらしいまちの個性をかねそなえた5市町が合併して誕生しました。本市を眺めてみると、高見山地より連なる美しい山並み、櫛田川、阪内川、中村川をはじめとする清らかで美しい流れ、そして伊勢湾の海と豊かな自然の恵みを感じることができます。そして、この豊かな自然と、これまで築いてきた多様な個性は、将来世代に誇りを持って伝えていくべき新しい都市（まち）のアイデンティティであると考えます。さらに、市民・地域のそれぞれの個性を尊重しながら互いに交流を深め、より広い視野に立って、新しい都市（まち）の個性を創造していきたいと願います。

それによって、これまでの生活・文化・産業にさらに磨きがかかり、市民一人ひとりが、そして、個々の地域が光り輝き、市民のだれもが誇りと愛着を持ち、美しさに満ちた質の高い郷土づくりをめざし、将来の都市（まち）のすがたを『市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市 まつさか』とします。

**『市民・地域の個性が光り輝き、
誇りと美しさを備えた交流都市 まつさか』**

2 都市像実現のための基本的考え方

(1) 市民・行政の協働による都市（まち）づくり

地方分権一括法の施行以来進展してきた分権社会では、補完性の原理に基づき、まずもって市民が、そして、地域、自治体がというように、それぞれの主体に自己決定・自己責任が求められています。このような社会にあっては、行政の果たす役割の重要性は当然のことですが、地域社会を構成する市民や市民活動団体、企業、大学など多様な主体の活動や知恵の如何が都市（まち）づくりの方向や成果に大きな影響を与えます。

今後の都市（まち）づくりにあたっては、政策形成過程から市民や市民活動団体、企業、大学など多様な主体の参加・参画・協働を進め、お互いがパートナーとして地域の経営にあたる、「“市民の個性が光り輝く”市民・行政の協働による都市（まち）づくり」を基調とします。

(2) 地域社会・コミュニティを重視した都市（まち）づくり

地域社会・コミュニティは、市民が生活する最も基礎的な「場」です。同時に、地域社会・コミュニティは、地域の問題・課題を市民が自主的に解決する“市民自治”の基盤でもあります。

今後の都市（まち）づくりにあたっては、地域自治と都市内分権の新しいしくみに基づいた、「“地域の個性が光り輝く”地域社会・コミュニティを重視した都市（まち）づくり」を基調とします。

(3) 交流と連携を生かした都市（まち）づくり

本市は、山間部から海岸部に至る広大な市域の中に、多様で個性豊かな地域が多く含まれています。この多様で豊かな個性を高め、本市発展の原動力としていくためには、市内の地域間や分野間での交流と連携を活発化させ、その営みの中から生活、文化、産業などの分野をとおして新しい価値の創造をはかっていく必要があります。

また、松阪市に新しい息吹を吹き込むためには、このような“域内交流”に加えて、域外との都市間交流や国際交流の促進が求められてきます。

今後の都市（まち）づくりにあたっては、交流・連携の基盤づくりはもちろんのこと、活動の場づくりやネットワークづくりも同時に進める「“誇りと美しさを備えた”交流と連携を生かした都市（まち）づくり」を基調とします。





II 将来人口

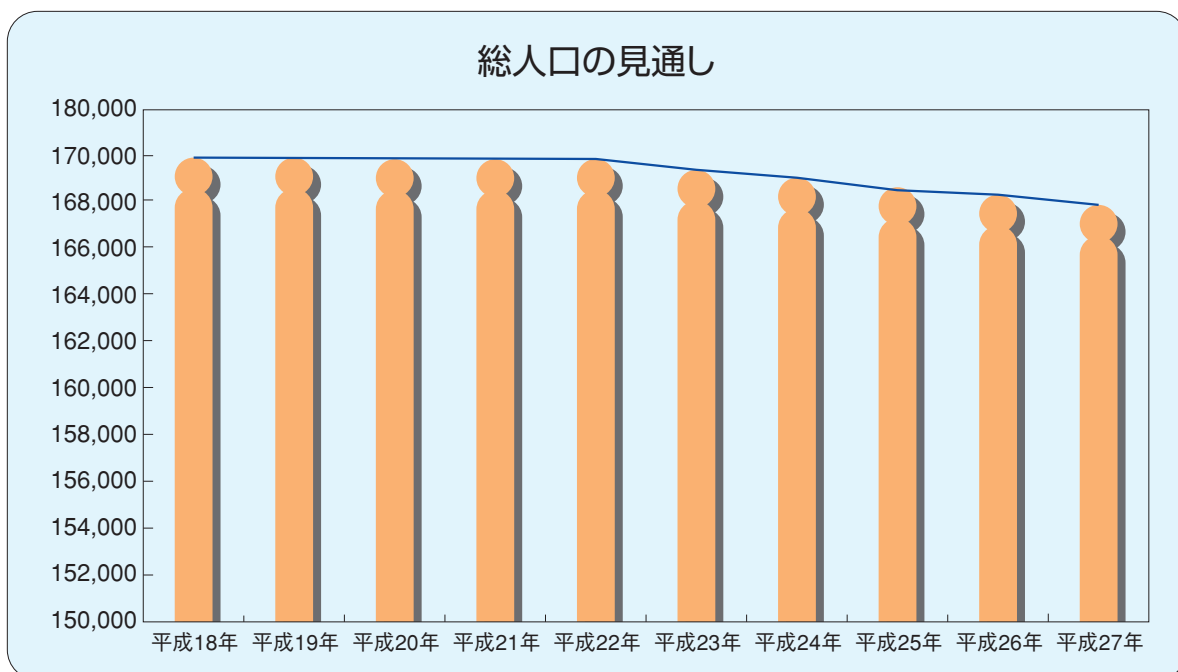
都市像の実現をめざすにあたり、市政運営を進めるための目安として将来人口フレームを設定します。

総人口

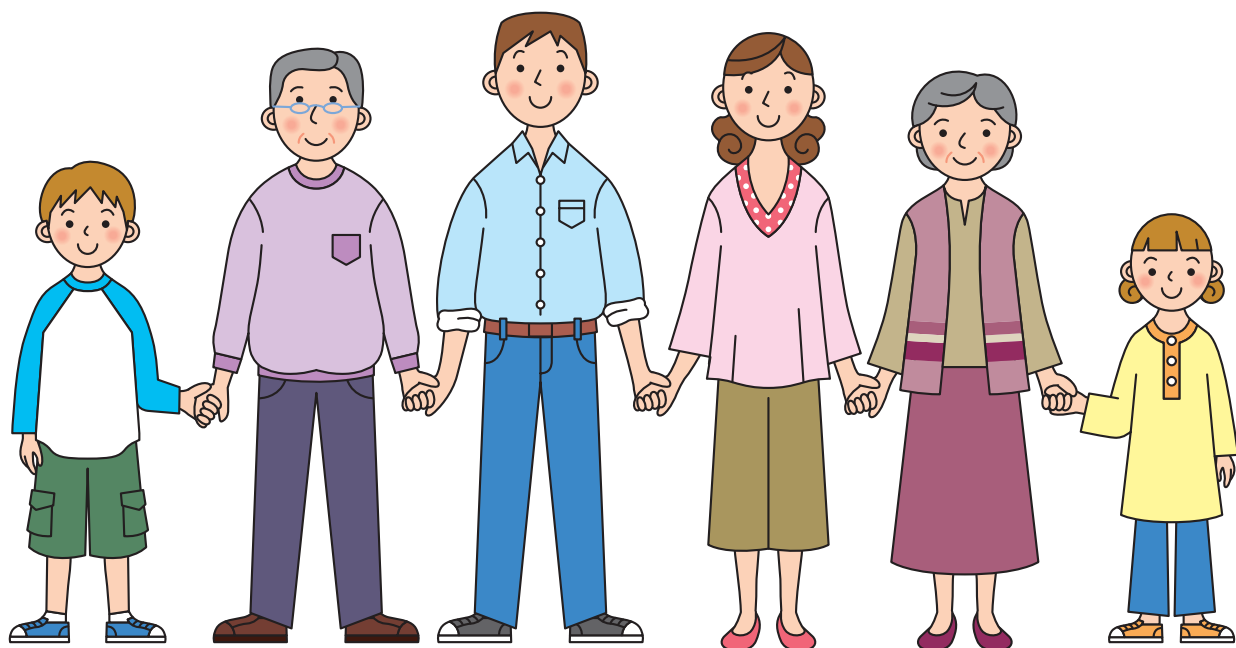
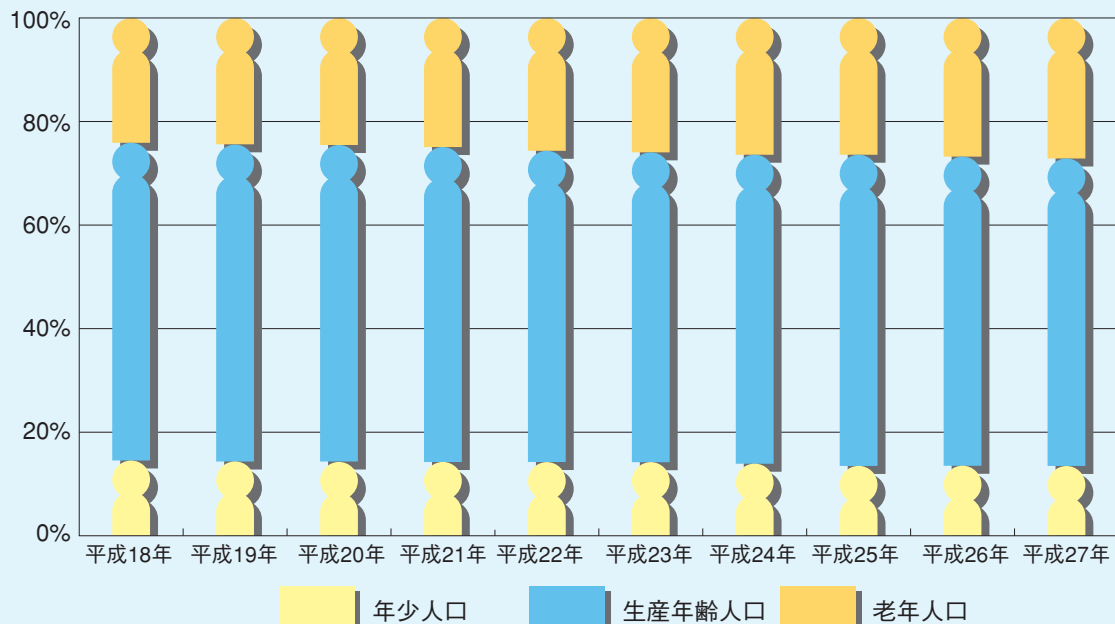
本市の総人口は緩やかながら増加の傾向を示しており、この20年間で約1万人増えています。今後の本市の人口の推移について、平成7年と平成12年の国勢調査による人口の実数値をもとに、コーホート法を用いて将来人口を推計した結果、下のグラフが示すように急激な人口の減少はないものの緩やかに減少していくことが予想され、平成27年における人口の見とおしはおよそ168,000人となっています。また、年齢階層別人口構成比については、年少人口と生産年齢人口の比率が減少する一方で、老年人口が増加する傾向がうかがえ、平成27年における各階層の比率は、年少人口13.5%、生産年齢人口59.7%、老年人口26.8%と予想されます。

このことから、持続可能なまちづくりをめざすために、本計画の施策・事業を展開するフレームとして、本市の総人口を以下のように設定します。

【平成27年】 総人口 170,000人



年齢階層別人口構成比の推移





III 都市 (まち) のビジョン

本市が都市像を実現するにあたり、都市 (まち) の将来展望を7つの視点に基づいて示しました。これら7つの都市 (まち) のビジョンを分野別政策として位置づけ総合的かつ効果的に施策を展開します。



1. やすらぎある安全なまち



今日の市民生活にあっては、社会情勢や生活様式の変化により、日常の災害や交通事故、犯罪などさまざまな問題が複雑化、多様化しています。また、大規模な自然災害の発生が懸念される中で、市民の不安はますます高まっています。これらさまざまな災害や有事から市民の生命や財産を守るため、防災、防犯、消防および住民保護対策の強化など総合的な対策に努めることでやすらぎある安全なまちをめざします。



2. 快適で機能的なまち



快適かつ利便性のよい暮らしが求められる中で、その生活基盤である道路や市街地、上下水道の整備など、都市機能の充実をはかるとともに、景観や住環境に配慮した快適でゆとりある美しい都市景観を形成するため、計画的、総合的に都市基盤の整備を進めることにより快適で機能的なまちをめざします。



3. 環境に配慮するまち



環境問題に対する市民の関心が高まる中で、だれもが安心して快適に暮らすことのできる、うるおいある豊かな環境づくりを推進するため、市民意識の高揚に努めるとともに、公害防止対策の推進や廃棄物の適正処理、新エネルギーの活用を進め、環境への負荷の少ない持続可能な資源循環型社会の実現をはかることで環境に配慮するまちをめざします。



4. 健やかでいきいき暮らせるまち



市民が生涯にわたり、地域社会において福祉活動をはじめ多様な社会的活動に参加する機会を確保され、また健やかで充実した生活を営むことができる地域福祉の推進や、市民が子どもを安心して産み、健やかに育てることのできる福祉のまちづくりをめざします。また、高齢者が知識と経験を生かして地域社会の担い手として活躍でき、生きがいを持って元気に生活できるようなコミュニティづくりを進めることで健やかでいきいき暮らせるまちをめざします。



5. 質の高い教育・文化にふれあうまち



情報社会が進むことに加え、都市内分権と住民自治の拡充により、地域において自己決定と自己責任が求められようとしています。

このことから、自己の充実や生活の質の向上そして地域を支える人づくりを進めるためにも、幼児教育、義務教育、高校・高等教育またリカレント教育や生涯学習活動など生涯をとおして継続して学習できる教育環境の整備を通じて質の高い教育サービスの提供をめざします。

また、それぞれの地域には多様で貴重な歴史・文化資源などがあり、それを地域の特性として尊重しつつ、それぞれの歴史・文化資源などを一体的に活用することにより、新しい「松阪」としての文化の創出に努めることで質の高い教育・文化のふれあうまちをめざします。

大丈夫!!
松阪市だからこそ
質の高い教育が実現
できるのでは…



子ども達の教育は
大丈夫かしら？





6. にぎわいと活力あふれるまち



南三重の交通の結節点としての利便性や、多様で豊かな自然などの地域資源を生かし、農林水産業、商業、工業、観光などの地域産業の振興や基盤整備に取り組みます。さらに、今後発展が期待される環境、情報通信、生活関連分野での産業振興に努めます。

また、コミュニティビジネスや地産地消の推進により、地域内で循環するしくみについても取り組みを進めるとともに、中心市街地の再生や海上アクセス松阪ルートの活用により、産業間や地域間の交流を促進し、新たな産業の創出に努めることでにぎわいと活力あるまちをめざします。



7. 共生と交流を深めるまち



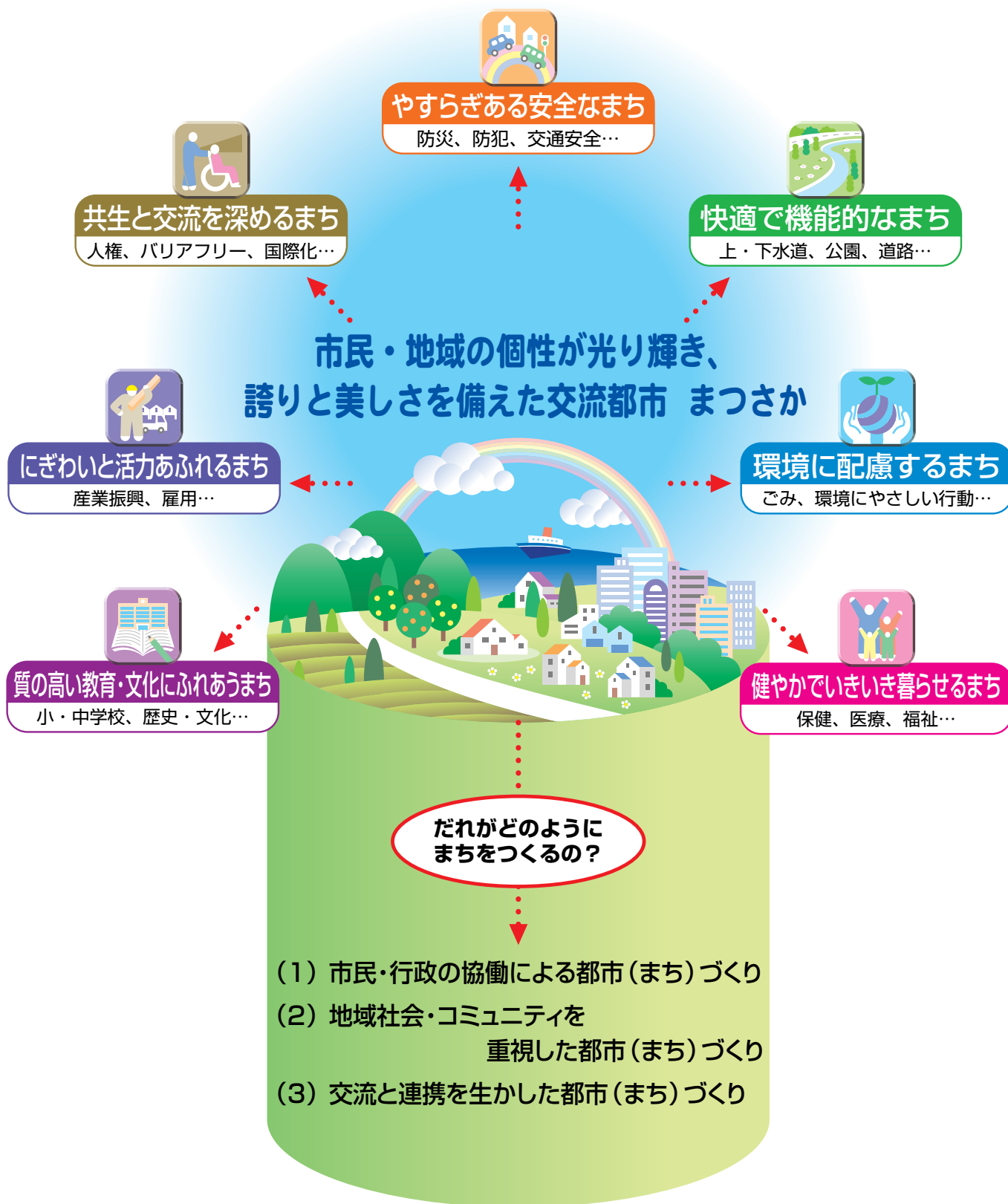
人と人との交流をとおして安心して幸せに暮らせる社会が求められる中で、すべての人が、身体的状況、性別、年齢、国籍などを問わず自由に社会に参画し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。

また、市民や行政をはじめ多様な主体が協働したまちづくりを推進するためには、市民と行政との良好な信頼関係を礎とした取り組みが必要不可欠であることから、さまざまな機会をとおして、相互の情報の共有化をはかるとともに、お互いが効果的に補完し協力しあうことのできる環境整備や新しい公共のしくみづくりを進めます。

さらに、国境を越えて人や情報の動きなどが一層進むことが予想される中、市民や関係団体などが主体となった、すそ野の広い国際交流活動への支援を行うことにより、お互いを尊重しあう多文化共生社会の実現をはかります。

そして、これらの取り組みを効果的に支える環境づくりを推進するため、情報通信基盤の整備を進め、電子自治体の実現をはかることで共生と交流を深めるまちをめざします。

Ⅲ 都市（まち）のビジョン





IV 行政の戦略的展開

都市像を実現するにあたり、都市（まち）のビジョンとして示した分野別政策の戦略的な展開をはかるため、その基本的な考え方と方向性を示します。

1 総合的政策へのアプローチ

“安全で安心”を基本コンセプトとした行政サービスの提供

都市（まち）をひとつの有機体としてとらえたとき、一体的に完結した都市政策を展開するためには、基礎的な市民ニーズ、社会的な市民ニーズ、創造的な市民ニーズを満たした政策の展開が求められます。

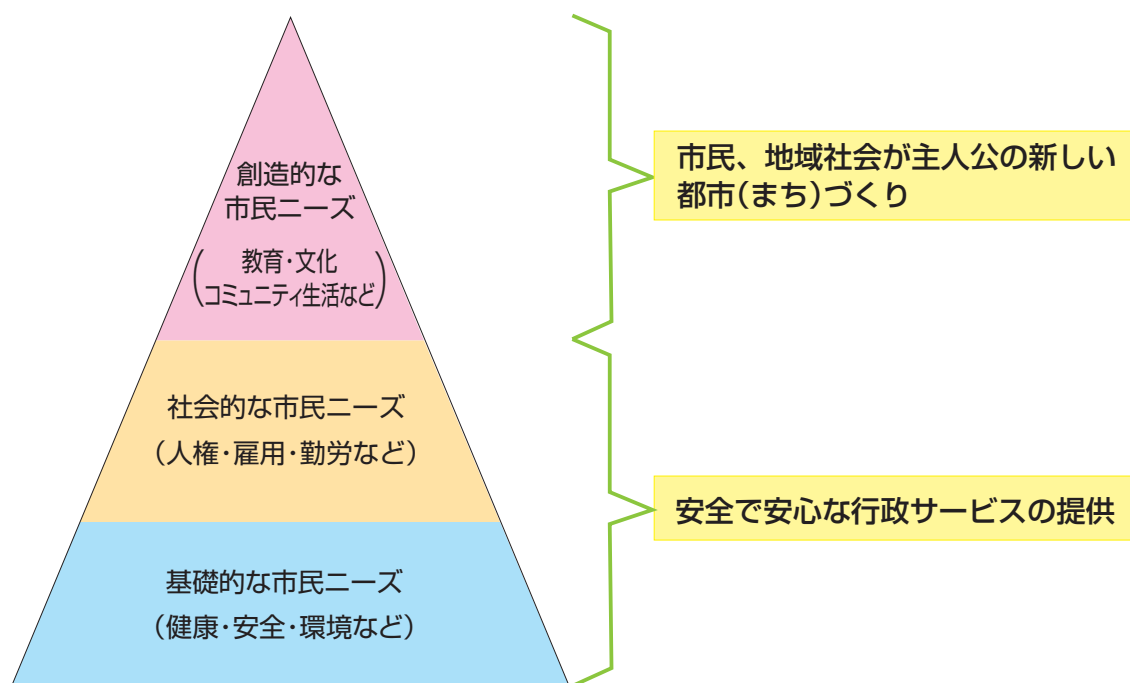
そのためにはまず、安全神話がゆらぎつつある中、失われようとしている市民一人ひとりの安心を達成する基盤づくりとして、基礎的な市民ニーズそして社会的な市民ニーズを満たす基本的な政策を総合的に展開していく必要があります。

次に、それらの上に立って、都市（まち）の活気や利便性、快適性、文化性を高め魅力的で創造的な都市（まち）を実現するため、創造的な市民ニーズを満たす政策を総合的に展開することにより、都市像を実現していく必要があります。

都市像実現の基本的考え方として、「市民・行政の協働」、「地域社会・コミュニティの重視」を掲げています。交流都市“まつさか”をめざすためには、市民、地域社会が主人公となり、行政と協働して新しい都市（まち）を創造していくことが重要です。

このように、新しい都市（まち）を創造していくためには、創造的な市民ニーズの基盤としての基礎的・社会的な市民ニーズを満たすことが、市民の“安全で安心”な生活を確保することにつながります。

都市（まち）のビジョンとして示した政策を総合的に展開するために、“安全で安心”を基本的なコンセプトにした政策の展開に努めます。



2 主要課題へのアプローチ

(1) 市民生活における安全の確保

東南海・南海地震などの大規模災害の発生が予測される中、大規模な自然災害に対しては、これを完全に防止することは不可能であろうとの認識に立った対応が求められています。

このことにより、災害の発生やそれに伴う被害の発生を可能なかぎり未然に防止する防災対策の強化とともに、災害により生じる被害を最小化する減災対策に取り組むことが重要です。加えて、対策には、迅速性が求められるものや、中長期的展望に立って進めるものがあることから、総合的かつ計画的に対策を講じる必要があります。

このため、本市では総合的な防災対策と減災対策、災害や有事などの危機管理体制の充実をめざすべく市民やコミュニティ、国や県、企業など関係機関と連携した取り組みに努めます。

また、交通事故防止とともに防犯や消費生活の安全の確保をはかるため、効果的な啓発を進めながら、関係機関、団体、市民と連携して安全な地域づくりに取り組みます。

(2) 快適な都市機能の整備

収縮する人口・経済・財政の中、本市のすべての地域において、従来のようなフルセットでの都市基盤の整備は困難になってきています。今後はこれまで蓄積してきた道路をはじめ、さまざまな都市基盤を活用したコンパクトなまちづくりを進めるとともに、多様な個性や資源などを生かした特色あるまちづくりに取り組む必要があります。

このため、本市の中心市街地などにおいては、都市計画事業などにより都市機能の再生や形成に取り組めます。また、行政サービスの提供拠点である地域振興局を中心とした地区においては、地域振興の拠点としての基盤整備を進めます。

(3) 環境配慮型社会の実現

環境配慮型社会の実現にあたって、20世紀型の大量生産、大量消費、大量廃棄の経済活動や生活様式から、適量生産、適量消費、最小廃棄の21世紀型の社会経済システムに移行していくことが求められています。このため、排出された廃棄物の適正処理という従来の行政主体の廃棄物対策に加え、市民自らが生活のあり方を見直す取り組みや、環境と経済の好循環をめざしたリサイクル産業の育成など、廃棄物の排出抑制や発生抑制における取り組みに努め、身近な環境問題から地球規模での環境問題まで視野に入れた、持続可能な循環型社会の実現をめざします。

(4) 少子高齢社会への対応

経済的な繁栄は、私たちの願望であった豊かな長寿社会を実現しつつあります。しかし、急速な少子高齢社会の進行は、人口構造のバランスを崩し、社会や経済に深刻な影響を与えることが懸念されています。そのため、本市では少子化対策として、地域を含めた社会全体で子育てを支えるべく、「子どもが健やかに生まれ育つ家庭環境や生活環境の整備」、「地域をあげての子育ての推進」、「子どもの伸びやかなところとからだの育成」を基本的な方針として取り組みを進めます。

また、高齢社会への対応として、高齢者が健やかで充実した生活を営むことができ、社会を構成する重要な一員として尊重されるべく「高齢者の豊かな生活実現のための就労および所得対策」、「高齢者の健全でやすらぎある生活実現のための健康および福祉対策」、「高齢者が生きがいを持って生活を営むための学



放課後児童クラブ

IV 行政の戦略的展開

習および社会参加対策」、「高齢者が自立した日常生活を営むための生活環境対策」などを基本的な方針として取り組みを進めます。

(5) 質の高い教育と文化の創出

少子化が進む中、本市の未来を担う子どもたちに対する基礎的な教育は、社会の構成員として自立して生活する力を養うとともに、地域を支える貴重な人材を育てるという重要な役割を果たします。加えて、情報社会の到来により、高等教育や生涯学習へのニーズが高まる中、リカレント教育の重要性も増しています。このことにより、義務教育の段階から、学ぶことが社会とどのように結びつくのかを理解する機会を設けるとともに、自分に適した生き方を見つけその目標に向かって努力するキャリアデザインを支援します。そして、その能力を育てる取り組みに努め、教育の質を高めるための社会的基盤として、ハード・ソフト両面にわたる教育環境の整備に取り組みます。

また、合併により市域の広がった本市には、それぞれの地域に多様な歴史・文化資源やスポーツ・レクリエーション施設があり、特色ある地域づくりに寄与しています。このことにより、歴史・文化資源やスポーツ・レクリエーション施設のネットワーク化をはかり、文化の多様性を尊重しつつ、これらの文化を融合して新しい松阪としての文化の創出に努めます。

(6) 地域活性化の推進

産業振興による地域活性化が求められる中、中心市街地の活性化や企業立地環境の整備と誘致の推進に加え、海上アクセス松阪ルートを活用により、関係する地域間や産業間の交流および集積を支援し、そこから新たな産業の創出が進むように努めます。

また、今後発展が期待される環境や医療・福祉、情報関連などの生活分野における産業の育成に取り組みます。加えて、人びとの自然志向や、物質的豊かさから精神的豊かさへの意識の転換を背景に、本市の豊かな自然環境、歴史・文化に立脚した総合地域産業としての観光振興をはかります。

また、過疎化が進む地域においては、地域産業の振興をはかるとともに、生活環境の整備や自然・歴史・文化資源の保存活用などを通じてコミュニティの維持と再生に取り組みます。



松阪農業公園ベルファーム

(7) 共生社会の実現

人と人との交流をとおして安心して幸せに暮らせる社会が求められる中、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。

また、国境を越えて人や情報などの動きが一層進むことが予想される中、市民や関係団体などが主体となった、すそ野の広い国際交流活動への支援を行うことにより、お互いを尊重しあう多文化共生社会の実現をはかります。

(8) 高度情報社会への取り組み

情報通信ネットワークのさらなる活用を通じて、行政サービスを提供するとともに、個人情報の保護など情報セキュリティ対策を進め、利便性と安全性が確保された電子自治体の構築をはかります。そのため、人材育成や市民への啓発に取り組むとともに、地域内外との情報交流や情報基盤の整備を進め、地域の地理的・地勢的課題の解決に努めます。

また、情報化の推進にあたっては、高度情報化による情報格差などの問題にも十分に配慮した取り組みも同時に進めます。

(9) 新しい公共への取り組み

高度化・多様化する行政需要に対応するため、柔軟で機動的な行政組織の構築に取り組めます。このため、定員管理や給与の適正化など行政改革に取り組む一方で、職員の政策形成能力や創造的能力の開発に努めます。

事務事業の推進にあたっては、行政課題の優先順位を明確にし、効果的な事務事業の推進に努めるとともに、情報通信基盤など職場環境の整備や公共施設の情報ネットワーク化など電子自治体への取り組みを進め、効率的な行政運営に努めます。

政策資源としての財源確保に関しては、中長期の財政見通しに基づいた歳入と歳出両面での健全な財政運営に努めます。

また、地方分権の推進や規制緩和の動きなどにより、従来は主として行政が果たしてきた「公共」の役割を、市民や地域、NPO、企業、大学など多様な主体とともに新しいしくみづくりを進め、地域マネジメントをはじめ、都市内分権や住民自治の新しい「公共」の形成に取り組めます。

3 土地利用とネットワーク

(1) 基本方向

伊勢湾から奈良県と県境を隔てる豊かな山々まで東西に長く伸びた市域は、豊かな自然環境とともに、これまで築いてきた多様な個性がそれぞれの地域に息づいています。このような地理的特色を生かし、先に示した都市像の実現をめざしてさまざまな施策・事業を進めるにおいて、行政活動には次の2つの方向が存在します。

- ・ 多様で個性豊かな地域特性などに基づいた特色ある振興整備
- ・ 市民すべてが等しく受ける基本的な都市的サービスの供給

このような考え方を背景に、地理的特色を生かした地域づくりには、適切な「ゾーン」を設定して、今後の社会のあり方を前提に開発等を管理・抑制しつつ、市民生活や地域社会の持続可能性を追求する計画的な土地利用と地域別整備を進めます。一方、基本的な都市的サービスについては全市的な「ネットワーク」を構築し、すべての市民が等しく享受できるように努めます。





(2) 土地利用

①人・暮らしゾーン（市街地居住ゾーン）

人口や行政・経済・商業等の機能の集積が進み、域内や域外からのネットワーク性の高いこのゾーンでは、基本的な都市機能のコンパクトな集積を進め、ネットワークを活用した市全域への供給に努めていきます。また他のゾーンとの連携や役割分担に配慮しつつ、域外との交流と連携にも努め、新しい価値の創造をはかります。

このゾーンの基本的な方向としては、「人と人とのふれあい」を重視し、市民が快適で健やかに暮らすことのできる地域づくりをめざします。

②農・いとなみゾーン（農業・農園ゾーン）

田園の豊かな環境や伝統文化が息づき、農林業などの生産基盤や体制の整備が進められているこのゾーンでは、地産地消をはじめ地域の特性に応じた農林業の振興に努めていきます。また、地域の特色ある振興整備では、自然や歴史・文化などの地域資源の保存・整備・活用とともに地域産業の振興に努め、他のゾーンや域外との交流と連携を通じて新しい価値の創造をはかります。

このゾーンの基本的な方向としては、「人と食材とのふれあい」を重視し、自然の恵みを生かしながら、農林業の活性化をはかる地域づくりをめざします。

IV 行政の戦略的展開

③緑と水・やすらぎゾーン（自然共生ゾーン）

生活環境の基礎である緑と水の豊かな環境を有するこのゾーンでは、水源かん養、国土保全などの観点から防災面や環境面に配慮した森林の保護・整備による林業の振興に努めていきます。また、河川や海浜などの保全・整備では、快適な環境や防災面に配慮するとともに、海浜レジャーや水産業などの地場産業の振興に努めていきます。

地域の特色ある振興整備では、歴史・文化などの地域資源はもとより、森林や河川、海浜などの自然環境や特産品の保存・整備・活用による振興に努め、他のゾーンや域外との交流と連携を通じて新しい価値の創造をはかります。

このゾーンの基本的な方向としては、「人と緑のふれあい」を重視し、森林や水辺を保全しながら、緑と水のやすらぎある空間の中で雇用と福祉が調和した地域づくりをめざします。

(3) ネットワーク

①行政サービスのネットワーク → 図表1 (P201)

それぞれの地域には、公的施設が地域の拠点施設としてさまざまな行政サービスを提供してきました。今後は、本庁、各振興局と各出先機関などの公的施設における行政サービスの供給網の整備や、準公的施設の活用も視野に入れた行政サービス供給体制の充実をはかることで「いつでも、どこでも、だれもが」基本的な行政サービスを等しく享受できることをめざします。具体的には、本庁や各振興局など既存の公共施設の活用に加え、市民利用度の高い施設における情報端末、CATV網やインターネットを活用することで「行政サービスのネットワーク」の構築をはかります。

②交通通信ネットワーク → 図表2 (P202)

市民、地域の交流に必要な都市基盤の整備をめざすべく、道路ネットワークの整備を進めるとともに、情報・通信施設の整備やケーブルテレビ・インターネットの普及促進をはかるなど交通通信網の整備に取り組みます。

また、これら道路網を活用し公共交通の整備を進めるとともに、公共交通の空白・不便地域に対しては、スクールバスやコミュニティバスの充実・検討を行うことにより多様なニーズに応じた生活交通の確保に努め、総合的な「交通通信ネットワーク」の構築をはかります。

Ⅳ行政の戦略的展開

③やすらぎのネットワーク → 図表2、図表3 (P202, P203)

保健・医療・福祉に関しては、今までそれぞれの地域拠点において整備されてきました。今後はそれらの拠点の有効な活用をはかるため、保健・医療・福祉総合センターの整備を進め、地域の拠点を結ぶネットワークの構築をめざします。なお、医療機関との連携や地域に密着した医療サービスの提供や遠隔地医療システムの構築への取り組みにおいては、三重県をはじめ関係機関との連携に努めていきます。加えて、子育て、介護などの取り組みにおいては、人と人とのつながりが重要であることから人的資源を活用したネットワークづくりを進めます。

防災・防犯に関しては、すべてのゾーンにおいて安全な生活環境の確保をめざすべく、防災無線等の整備や防災・防犯情報のネットワークの構築に努めます。同時に、防災・防犯対策の原動力となるのは、市民一人ひとりであることから、市民の防災・防犯力を高めるための人づくりネットワークの推進をはかります。

これら保健・医療・福祉と防災・防犯のネットワークを基本とした「やすらぎのネットワーク」の構築をはかります。

④ふれあいのネットワーク → 図表4 (P204)

それぞれのゾーンには、地域を代表する歴史・文化資源やスポーツ・レクリエーション施設があります。これらの資源や施設の整備・充実をはかるとともに、これらをネットワーク化することで地域間の交流や地域資源の活性化をはかります。また、歴史・文化に関する豊富な知識を地域資源の活用につなげるため、歴史・文化における人づくりネットワークの推進に努めます。

また、各公民館における講座や活動団体の情報をネットワーク化する生涯学習支援システムの構築や、地域活動やボランティア活動への参加を促進するよう、市民活動団体やNPO等に関する情報を共有するしくみづくりを進めます。

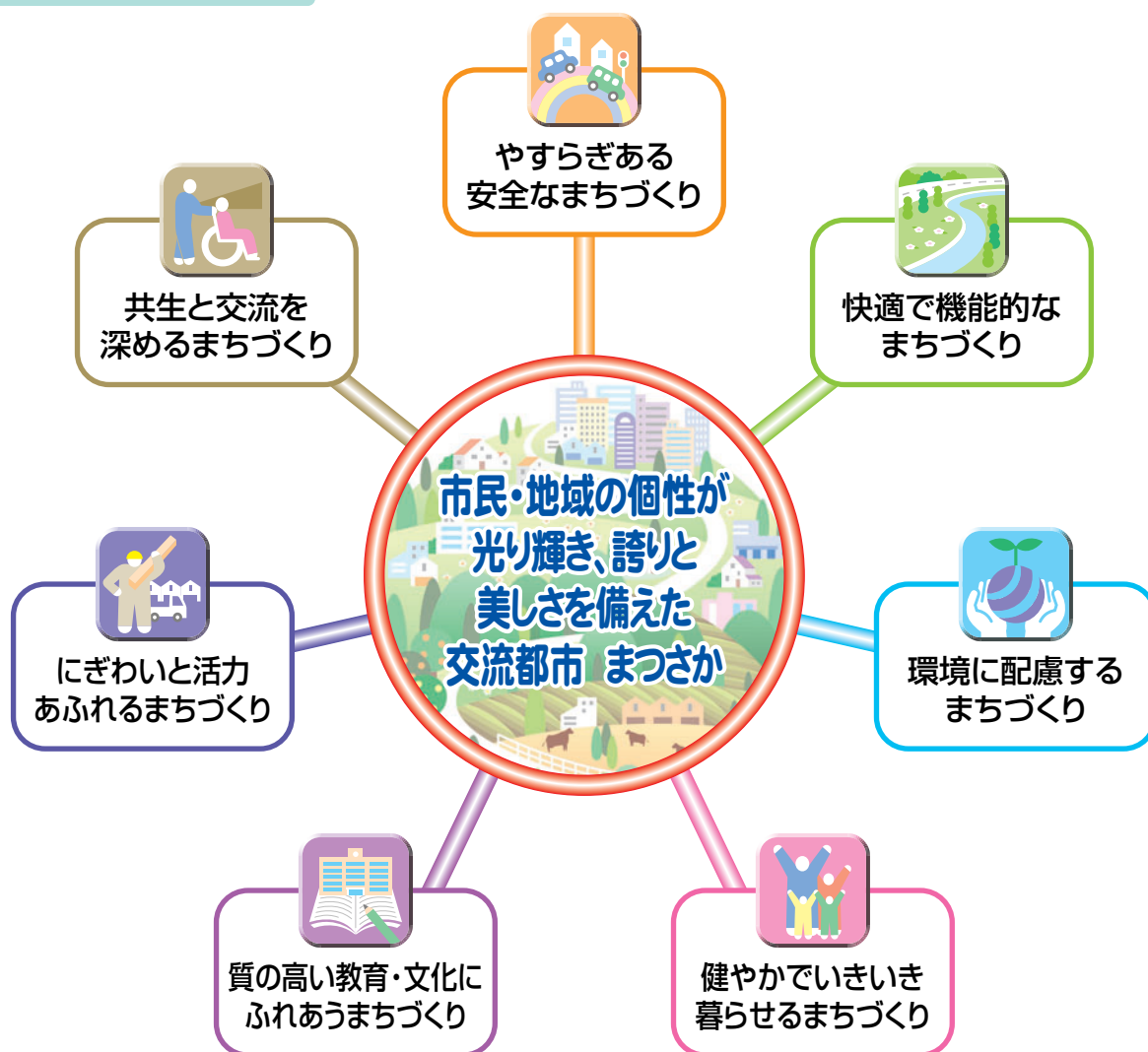
これらゾーン間における市民や地域そして市外の人も含めた交流を基本とした「ふれあいのネットワーク」の構築をはかります。



V 施策の大綱

都市（まち）のビジョンで示した7つの視点を行政の戦略的展開をふまえ、分野別政策に位置づけ、それに基づき施策を体系化するとともに、施策の方向を示し展開します。

分野別政策の体系





1. やすらぎある安全なまちづくり

施策の体系

やすらぎある安全なまちづくり

防災対策の充実

消防・救急・救助体制の充実

治山・治水の推進

交通安全対策の推進

地域社会の安全・消費生活の安心の促進

施策の方向

(1) 防災対策の充実

市民一人ひとりの防災意識の高揚をはかり、情報伝達体制の充実、自主防災組織の育成、防災施設の整備など総合的な防災対策の取り組みを進めます。

(2) 消防・救急・救助体制の充実

多様化、複雑化するさまざまな災害から、市民の生命や財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、火災予防の推進や火災・救急・救助体制の充実、消防力の一層の強化に努めます。

(3) 治山・治水の推進

土石の流出や急傾斜地の崩壊、河川流域の浸水被害などの災害を未然に防止するための整備を進めるとともに、森林の適正管理、自然環境に配慮した河川の整備など総合的な治山・治水対策を推進します。

(4) 交通安全対策の推進

交通事故の発生を未然に防止するため、警察をはじめ関係機関や団体、市民と連携をはかり、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚をはかるとともに、

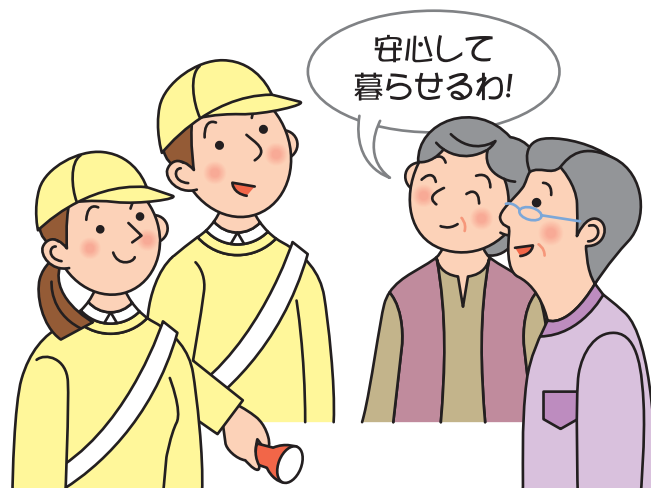
道路交通環境の整備充実に努めるなど総合的な交通安全対策の取り組みを進めます。

(5) 地域社会の安全・消費生活の安心の促進

市民が犯罪や消費に関わるトラブルに巻き込まれることのない明るい地域社会の実現をめざして、警察をはじめ関係機関や団体、市民との連携を一層強化するとともに、防犯意識の高揚をはかります。



消防指令センター





2. 快適で機能的なまちづくり

施策の体系

快適で機能的なまちづくり

都市基盤の整備

交通体系の整備

海岸・港湾の整備

上水道の安定供給

下水道の整備促進

住環境の整備

公園緑地の整備

快適な景観形成の推進

施策の方向

(1) 都市基盤の整備

交通アクセスの整備や都市的機能を備えた市街地の整備、歴史・文化的なまちなみ整備等の都市基盤の整備を進めるとともに、各地域の拠点施設の整備を進めます。

また、都市基盤の整備を総合的、計画的に進めるために、都市計画マスタープランの策定や地区レベルのルールづくりを行い、適正な土地利用の規制・誘導をはかります。

(2) 交通体系の整備

幹線道路や生活に必要な道路の整備を進め、公共交通機関とのネットワーク化などの交通システムの構築をはかります。

また、中部国際空港への海上アクセスの整備に取り組み、海上交通の充実をはかります。

(3) 海岸・港湾の整備

津波や高潮などの自然災害から市民を守るため、災害に強い海岸整備を進めるとともに、海岸の整備にあたっては、自然環境に配慮した整備に努めます。また、物流機能や人流の活性化を高めるため、海上アクセス基地の整備を行うとともに、防災拠点としての港湾整備を進めます。

(4) 上水道の安定供給

上水道、簡易水道の給水体制の充実強化をはかるとともに、水道施設等の耐震化などの施設整備に努め、安全で安心な水の供給確保に努めます。

(5) 下水道の整備促進

公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及を一体的に進め、下水道の効率的な整備に努めます。

(6) 住環境の整備

安全で快適な住環境を創出するための住宅の供給や誘導、市民との協働による景観の配慮に取り組むとともに、過疎地域においては、若者の定住を促進するための住宅供給に努めます。

(7) 公園緑地の整備

豊かな自然と都市環境に調和した都市公園や広場、市街地での緑地、自然を生かした公園など、市民と行政が一体となり緑化の推進、公園緑地の整備、自然環境の保全に取り組みます。

(8) 快適な景観形成の推進

本市の地域特性を生かした良好な景観づくりを進めるため、市民意識の高揚をはかり、市民や行政、事業者などが協働して取り組むとともに、景観条例等の整備により快適な景観形成への規制・誘導に取り組みます。



中勢バイパスの整備



3. 環境に配慮するまちづくり

施策の体系

環境に配慮するまちづくり

廃棄物対策の推進

地球環境問題と身近な環境への対応

新エネルギーの推進

環境衛生の推進

施策の方向

(1) 廃棄物対策の推進

持続可能な資源循環型社会の実現をめざし、市民、事業者、行政が一体となっておみの減量化や資源化に取り組み、ごみの適正な処理に努めます。

また、下水道の普及が遅れている地域への合併浄化槽の普及を促進するとともに、し尿処理施設の拡充をはかり適正な処理に努めます。

(2) 地球環境問題と身近な環境への対応

地球環境問題に対しては、市も一事業者として温暖化対策に率先して取り組むとともに、地球環境保全活動の普及、啓発に努めます。

また、自然環境への影響に配慮した開発事業への指導に努めるとともに、自然の生態系に即した自然環境の保全と回復に努めます。

さらに、環境監視体制の充実をはかるとともに、適切な環境情報の提供に努めるなど、公害防止対策を推進します。

こうした取り組みをはかる中、総合的な環境計画づくりを進めるとともに、環境マネジメントに継続的に取り組むことで、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するシステムの構築をめざします。

(3) 新エネルギーの推進

従来の太陽光エネルギーに加え、本市の豊かな森林資源を使った木質バイオマスなど地域資源を有効活用した新エネルギーシステムの取り組みを進めます。

(4) 環境衛生の推進

日常生活における快適な環境衛生を確保するため、市民意識の向上に努めます。また、斎場、霊苑への多様化する利用者ニーズなどに対応するため、施設の整備、拡充をはかります。



三重漁民の森創造事業





4. 健やかでいきいき暮らせるまちづくり

施策の体系

健やかでいきいき暮らせるまちづくり

健康づくり施策の推進

医療提供体制の推進

高齢者施策の充実

障がい者福祉の推進

児童と家庭の福祉の充実

地域福祉の推進

社会保障の充実

施策の方向

(1) 健康づくり施策の推進

市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりのため、「自分の健康は自分で守り、つくる」という健康意識の高揚をはかるとともに、保健・医療・福祉サービスを一体的に提供し、生涯にわたる健康づくり体制の充実に努めます。

(2) 医療提供体制の推進

市民が健康で安心して生活が送れるよう、良質な高度医療サービスを提供するとともに、地域に密着した医療提供体制の充実などに努めます。

(3) 高齢者施策の充実

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、健康で豊かに暮らすことができるように、質の高い保健・医療・福祉サービスの提供に努めるとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に努めます。

(4) 障がい者福祉の推進

障がい者が住みなれた地域で生活できるように、社会参加や生きがい活動

などを促進し、障がい者福祉に関する施策の充実をはかります。

(5) 児童と家庭の福祉の充実

子どもが健康に育つ社会、子どもを産み、育てることに喜びを感じることができる社会をめざし、地域で子どもたちが健やかに育つ環境づくりや、子育て支援の充実をはかります。

(6) 地域福祉の推進

高齢者、障がい者、児童をはじめ、市民のだれもが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、また、地域福祉活動の担い手として積極的な役割を果たせるような地域づくり・まちづくりをめざします。

(7) 社会保障の充実

すべての市民が安心して豊かな生活が送れるように、関係機関と連携しながら社会保障の充実をはかり、公平で公正な運営をはかります。



車いす体験



5. 質の高い教育・文化にふれあうまちづくり

施策の体系

質の高い教育・文化にふれあうまちづくり

幼児教育の充実

義務教育の充実

高校・高等教育の充実

生涯学習施策の推進

青少年育成施策の推進

市民文化の醸成

スポーツ・レクリエーションの振興

施策の方向

(1) 幼児教育の充実

幼児教育において生活や学びの連続性をふまえた教育の充実に努めるとともに、幼稚園が地域の子育てのセンター的な存在となるよう関係機関と協働し「保護者と子どもがともに育つ」教育環境の整備に努めます。

(2) 義務教育の充実

義務教育において児童生徒の「生きる力」を育成するため、創意工夫を生かした教育を推進するとともに、学校施設の改修など教育環境の整備に努めます。

(3) 高校・高等教育の充実

高校・高等教育において魅力ある教育が推進されるよう支援をするとともに、中学校と高等学校等が連携しさまざまなニーズに応じた進路指導に努めます。

また、地域の教育文化の進展のため、高等教育機関の整備促進を働きかけます。

(4) 生涯学習施策の推進

市民一人ひとりが自発的意思に基づき自由に生涯学習活動ができるまちづくりをめざすため、総合的に生涯にわたった学習活動ができるよう多様な学習機会の提供と施設の整備充実に努めます。

(5) 青少年育成施策の推進

心身ともに健康で自立性と社会性を備えた青少年を育成するため、家庭、学校、地域、行政などが連携し良好な環境づくりに努めます。

(6) 市民文化の醸成

市民のだれもが心にゆとりや潤いを感じられるような優れた芸術文化を享受できるよう環境整備に努めるとともに、地域の歴史・文化資源の保存・継承や文化団体と人材育成に努め、歴史と文化のまちづくりに取り組みます。

(7) スポーツ・レクリエーションの振興

市民がスポーツ・レクリエーション活動を通じて心身ともに健康で活力ある生活を営んでいくため、多様化・増大する市民ニーズを的確に捉え、より良い環境整備をはかるとともに、競技スポーツの水準向上のため団体・指導者の育成に努めます。



新能



6. にぎわいと活力あふれるまちづくり

施策の体系

にぎわいと活力あふれるまちづくり

農業の振興

林業の振興

水産業の振興

商業の振興

工業の振興

観光の振興

雇用と勤労者福祉の充実

施策の方向

(1) 農業の振興

安全安心で環境にやさしい生産システムの確立に努めるとともに、経営感覚に優れた農業者の育成、農業生産基盤整備等を推進し、効率的かつ安定的な生産体制の確立をはかります。

また、中山間地域の国土保全や環境保全など農業の多面的機能の確保に努めるとともに、地産地消・食育の推進などによる農業生産の振興、都市との交流による農村の活性化をはかります。

(2) 林業の振興

生産基盤や体制の整備、担い手の育成などによる経営の安定に努めるとともに、林業関係団体などとの連携により地域材の需要拡大に努めます。

また、水源かん養や木質バイオマスなどの自然エネルギーの活用による大気浄化など公益的機能が発揮できるように、環境や防災の観点からの森林の整備に努めるなど、森林の総合利用に取り組みます。

(3) 水産業の振興

漁業環境の整備に努めるとともに、資源管理型漁業や特産物振興に取り組み、

経営の安定と合理化を促進します。

また、防災面や環境面などに配慮した漁港、海岸等の整備に努めます。

(4) 商業の振興

意欲のある商業者や商店街組織の育成支援にあわせ、地域の特性を生かすなど、まちづくりと一体となった取り組みを促進し、魅力ある商業空間の創出に努めます。

また、生活関連や福祉関連など多様なサービス業の促進をはかるとともに、流通システムの変化や物流の高速化に対応した効率的な流通拠点機能の充実への支援を行います。

(5) 工業の振興

関係機関などとの連携を強化し、関連する産業間の交流を促進することで、中小企業をはじめとした地域の工業振興の取り組みに努めます。

また、先端技術産業や研究開発型産業、生活関連産業など新産業の集積をはかるため、自然環境や都市環境などと調和した工業環境の整備に取り組み、新規工場の誘致を促進します。

(6) 観光の振興

恵まれた地域資源を、癒しや体験型・滞在型など新しい観点から再評価し、まちづくりや地場産業と一体となった総合産業としての観光を推進します。

また、観光ルートや観光客の受入れ体制を充実させるとともに、海上アクセス松阪ルートなどの交通ネットワークの整備を行うことで、広域圏をエリアとする周遊型観光の推進に努めます。

(7) 雇用と勤労者福祉の充実

すべての勤労者や求職者が、自らの能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、関係機関などと連携した取り組みを進め、就労機会の拡大や労働環境の整備、勤労者福祉の充実など雇用環境の整備に取り組みます。



道の駅「飯高駅」



7. 共生と交流を深めるまちづくり

施策の体系

共生と交流を深めるまちづくり

人権の尊重

男女共同参画社会の形成

バリアフリー社会の推進

市民活動の推進と協働のまちづくり

地域コミュニティの再生

国際化の推進

情報化の推進

施策の方向

(1) 人権の尊重

お互いの人権が尊重され、すべての市民が安心して幸せに暮らすことのできる社会の実現をめざして、市民一人ひとりの人権に対する意識の高揚をはかるとともに、人権擁護の推進、人権尊重のまちづくり、多文化共生社会の推進など人権尊重への総合的な取り組みを進めます。

(2) 男女共同参画社会の形成

市民一人ひとりの男女共同参画意識を高めるとともに、市民参画の推進、啓発活動の推進、市民組織の強化などの取り組みを進め、男女共同参画社会の形成をめざします。

(3) バリアフリー社会の推進

だれもが自由に社会参画ができ、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現のため、市民や事業者、関係機関などが連携・協働し、障壁（バリア）を感じることをないまちづくりを進めます。

(4) 市民活動の推進と協働のまちづくり

市民や市民活動団体のまちづくりへの参加・参画・協働をより一層進めるため、行政との情報の共有化を推進するとともに、交流・情報拠点の充実に努めるなど、協働のための体制整備を進めます。

(5) 地域コミュニティの再生

住民自治の拡充をめざし、おおむね小学校区単位での住民自治組織の設立や、地域に根づいた住民自治活動への支援に努めるとともに、個性ある地域づくりを推進します。

(6) 国際化の推進

国際化に対する市民意識の高揚に資するため、市民や関係団体など、民間主体の活動への支援を行うとともに、多文化共生社会の実現に向けた国際化推進体制の整備に努めます。

(7) 情報化の推進

情報通信技術の進展を行政サービスの向上につなげるため、効率的で効果的な情報通信基盤の整備により電子自治体の実現をめざします。それと同時に個人情報保護など情報セキュリティ対策を推進し、利便性と安全性が確保されたシステムの整備を進めます。



愛宕川神道川清掃

VI 計画の進め方



1 基本方針

総合計画の推進にあたっては、時代の潮流や本市の主要課題をふまえ、「計画推進の方策」により効果的で総合的な政策の展開をはかり、都市像の実現をめざします。

2 計画推進の方策

(1) 計画行政の推進

地方分権に伴う基礎自治体の役割が変化中、個々の施策や事業を推進するためには、計画と評価が有機的に連動した体制づくりが重要です。政策の優先順位を明確にし、政策サイクルに基づく体系化された行政経営を確立し、総合的かつ計画的な行政運営を推進します。

(2) 行政運営の効率化

社会情勢の変化や限られた行政資源の中で、効率的で効果的な質の高い行政サービスを提供するために、組織の効率化や職員の能力向上、そして民間手法を取り入れた行政経営をめざすことで、行政運営の効率化を推進します。

(3) 財政運営の効率化

厳しい財政状況の中、自治体の運営には現状の的確な認識とコスト意識を持った取り組みが必要です。行政資源としての安定した財源確保とともに、評価システムに基づく施策・事業の優先順位を明確化することによる歳出の抑制など、中長期にわたる計画的な財政運営をはかります。

(4) 情報共有の推進

公正で透明な市政運営の実現と行政の説明責任を果たすため、政策形成の計画段階からの積極的な情報提供と情報公開を推進します。また、市が保有する個人情報につ

いて適切な管理を行い、個人の権利利益保護を積極的に推進します。

(5) 地方分権への対応と都市内分権の推進

地方分権の大きな流れの中で、市民と行政による協働・連携のまちづくりの実現に向け、拠点施設の整備や人材の育成を通じて都市内分権を推進し、住民自治の拡充をはかります。また、権限移譲の推進をはかる組織体制の確立を進め、基礎自治体としての権限の向上に努めます。



